１）令和７年度活動報告と令和８年度活動状況及び活動計画（案）について

１）令和7年度　徳島県道路メンテナンス会議　　活動報告

	道路メンテナンス会議				研修	支援講習（道路メンテナンス担当者会議）	７７条調査 ※１	広報
	本会議	専門部会 跨道橋連絡会議	専門部会 道路鉄道連絡部会	専門部会 地下占用物連絡会議				
４月	Ｒ７第１回　道路メンテナンス会議（４月３０日）			Ｒ７第１回　地下占用物連絡会議（４月３０日）				第１回地下占用物連絡会議 記者発表（R7.4.23）
５月							Ｒ７年度※３期限	
６月								
７月							道路メンテナンス年報（R７年度版）8月25日公表	
８月				Ｒ７第２回　地下占用物連絡会議（８月７日）	橋梁初級Ⅰ（8/25～29）			第２回地下占用物連絡会議 記者発表（R7.7.29）
９月						第1回技術講習会（９月２４日）※第１回道路メンテナンス担当者会議		第１回技術講習会結果概要 HPアップ、Xなど
１０月	Ｒ７第２回　道路メンテナンス会議 第１１回　跨道橋連絡部会　　第１０回　道路鉄道連絡会議（１０月２３日）				トンネル初級（10/22～24）			第２回道路メンテナンス会議 記者発表（R7.10.17）
１１月								
１２月					橋梁初級Ⅱ（12/2～5）			
１月								
２月						第2回技術講習会（２月１９日）※第２回道路メンテナンス担当者会議	R８年度※２依頼	第２回技術講習会結果概要 HPアップ、Xなど
３月			第11回　道路鉄道連絡会議（３月１２日）		R8研修案内（人事課⇒自治体）		R８年度※３依頼 R８年度※２期限	

※１）道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
※２）道路法施行規則第４条の５の６の規定に基づいて行う点検の対象道路施設
※３）舗装・道路土工構造物・小規模附属物

１)令和7年度　徳島県道路メンテナンス会議　　活動報告

日程	会議名	開催方式	主な内容（案）	備考
R7.4.30（水）	第1回　道路メンテナンス会議	WEB及び対面	・地下占用物連絡会議の設置について	31団体（不参加なし）
	第1回　地下占用物連絡会議	WEB及び対面	・地下占用物連絡会議の設置について ・道路の老朽化対策と陥没事案への対応 ・今後の進め方（案）について	道路管理者28機関 占用事業者45機関
R7.8.7（木）	第2回　地下占用物連絡会議	WEB及び対面	・全国で発生した最近の道路陥没事例 ・下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（第二次提言） ・令和６年度の点検実施状況 ・道路法施行規則の一部を改正する省令 ・意見交換	道路管理者27機関 占用事業者41機関
R7.8.25（月） ～8.29（金）	道路構造物管理実務者研修 （橋梁初級Ⅰ研修）	WEB及び対面	・座学：１１講義（WEB） ・現地実習（国道11号丸亀大橋：香川県丸亀市）	１１県市町村
R7.9.24（水）	第1回　技術講習会 （第１回道路メンテナンス担当者会議）	WEB及び対面	・新技術導入促進に向けた取組など ・意見交換	２２市町村参加
R7.10.22（月） ～10.24（金）	道路構造物管理実務者研修 （トンネル初級研修）	WEB及び対面	・座学：８講義（WEB） ・現地実習（国道11号金山トンネル：香川県坂出市）	４県市町村
R7.10.23(木)	第１１回　跨道橋連絡部会	WEB及び対面	・点検、補修の現状把握と今後の予定 ・情報提供 ・意見交換	15団体（不参加あり）
	第１０回　道路鉄道連絡会議	WEB及び対面	・道路鉄道連絡会議の概要 ・跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・意見交換	20団体（不参加あり）
	第2回　道路メンテナンス会議	WEB及び対面	・R6活動報告・R7活動内容（案） ・R６点検結果の概要及び3巡目点検計画 ・ⅢⅣ施設の修繕等措置の実施状況（１＋2巡目） ・代表的な措置完了事例 ・個別施設計画策定更新状況 ・地域一括発注 ・情報提供	29団体（不参加あり）
R7.12.2（火） ～12.5（金）	道路構造物管理実務者研修 （橋梁初級Ⅱ研修）	WEB及び対面	・座学：１０講義（WEB）	４県市町村
R8.2.19（木）	第2回　技術講習会 （第２回道路メンテナンス担当者会議）	WEB及び対面	・トンネル点検支援技術及び補修設計、橋梁補修（現場実習）など ・橋梁補修工事 現場見学	20市町村参加
R8.3.12（木）	第１１回　道路鉄道連絡会議	書面	・道路鉄道連絡会議の概要 ・跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・意見交換	20団体（不参加あり）

２）令和8年度　徳島県道路メンテナンス会議　活動状況及び活動計画（案）

４月				R８　第１回地下占用物連絡会議 （５月１４日）				第１回地下占用物連絡会議 記者発表（R8.5.12）
５月							R８年度※３期限 点検データベース登録	
６月								
７月				R８　第２回地下占用物等連絡会議 （７月２９日）	橋梁初級Ⅰ （６月２９日～７月３日）			第２回地下占用物等連絡会議 記者発表（R8.7.24）
８月							道路メンテナンス年報 （R７年度版） （８月２６日公表）	
９月					トンネル初級 （９月１６日～９月１８日）			
１０月	R８　道路メンテナンス会議 第１２回　跨道橋連絡部会 （１０月２３日）						概要について別途説明	道路メンテナンス会議 記者発表（R8.10.19）
１１月					橋梁初級Ⅱ （11月24日～11月27日）	第1回技術講習会 （１１月１１日） ※道路メンテナンス 担当者会議		第１回技術講習会結果概要 HPアップ、Xなど
１２月								
１月			第１２回 道路鉄道連絡会議 （１月～２月）					
２月							R９年度※２依頼	
３月					R９研修案内 （人事課⇒自治体）		R９年度※３依頼 R９年度※２期限	

※１）道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
※２）道路法施行規則第４条の５の６の規定に基づいて行う点検の対象道路施設
※３）舗装・道路土工構造物・小規模附属物

２)令和8年度　徳島県道路メンテナンス会議　　活動内容(案)

日程	会議名	開催方式	主な内容（案）	備考
R8.5.14（木）	第１回　地下占用物連絡会議	WEB及び対面	・地下占用物連絡協議会の設置について ・道路陥没や占用物件の維持管理に関する最近の動きについて ・道路法施行規則の一部を改正する省令の施行について ・電柱の点検結果の報告について ・道路陥没事例集について ・規約改正について ・今後の進め方（案）について	道路管理者28機関 占用事業者45機関
R8.6.29(月) ～R8.7.3(金)	道路構造物管理実務者研修 （橋梁初級Ⅰ研修）	WEB及び対面	・座学：11講義（WEB） ・現地実習（国道11号中森大橋：香川県高松市）	12県市町村
R8.7.29（水）	第２回　地下占用物等連絡会議	WEB及び対面	・規約改正について ・下水道法等の一部改正について ・令和７年度の点検実施状況について ・占用工事における猛暑時間の施工回避について ・意見交換	道路管理者27機関 占用事業者31機関
R８.９.16(水) ～R８.９.18(木)	道路構造物管理実務者研修 （トンネル初級研修）	WEB及び対面	・座学：8講義（WEB） ・現地実習（国道11号金山トンネル：香川県坂出市）	12県市町村
R8.10.23(金)	**道路メンテナンス会議**	**WEB及び対面**	**・R７活動報告・R８活動内容（案） ・R７点検結果の概要及び3巡目点検計画 ・ⅢⅣ施設の修繕等措置の実施状況（2巡目） ・代表的な措置完了事例 ・個別施設計画策定更新状況 ・地域一括発注 ・情報提供**	**本日**
	第12回　跨道橋連絡部会	**WEB及び対面**	**・跨道橋連絡部会の概要 ・跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・その他**	**本日**
R8.11.11（水）	第１回　技術講習会 （道路メンテナンス担当者会議）	WEB及び対面	・トンネル点検支援技術及び橋梁点検技術など ・橋梁点検現場（現場見学・点検実習など）	
R8.11.24(火) ～R8.11.27(金)	道路構造物管理実務者研修 （橋梁初級Ⅱ研修）	WEB及び対面	・座学：10講義（WEB）	４県市
R9.1～2月	第１２回　道路鉄道連絡会議	WEB及び対面	・道路鉄道連絡会議の概要 ・跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・意見交換	

令和7年度第1回技術講習会（令和7年度 第1回徳島県道路メンテナンス担当者会議）開催概要

○徳島県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
○座学では、事務局から道路メンテナンスに関する新技術導入促進に向けた取組み、道路橋等の集約・撤去事例集、コンクリート舗装の取組推進について、道路メンテナンスに関する補助について、徳島県橋梁等長寿命化協議会の取組みなどについて説明を行ったあと意見交換を行った。

【開催日時・場所等】
＊ 日　時：令和７年９月２４日（水）１０：００～１１：２０
＊ 場　所：座学　徳島河川国道事務所　５F会議室　※WEB併用
＊ 参加者：国・県・市町村・NEXCO西、本四　５０名
※県下24市町村のうち23市町村が参加

【開催内容】
（座学）・新技術導入促進に向けた取組について
・道路橋等の集約・撤去事例集について
・コンクリート舗装の取組推進について
・道路メンテナンスに関する補助について
・徳島県道路長寿命化協議会の取り組みについて



座学実施状況



座学実施状況

令和7年度第2回技術講習会（令和7年度 第2回徳島県道路メンテナンス担当者会議）開催概要

○徳島県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
○座学では、事務局等から道路メンテナンスに関する情報提供後、コンサルタントによるトンネル点検支援技術と補修設計に関する講義を行った。また、事務局から橋梁補修工事の現場実習の概要説明を行った。
○現場実習では、橋梁補修工事中の上鮎喰橋（下り）において、定期点検で補修工事が必要となった主桁の損傷箇所について、吊り足場に入って近接目視による確認を行った。

【開催日時・場所等】
＊ 日　時：令和８年２月１９日（木）１３：００～１６：００
＊ 場　所：座　　学：徳島県河川国道事務所５F会議室
　　現場実習：上鮎喰橋（下り）（徳島県徳島市国府町）
＊ 参加者：国・県・市町村※・NEXCO西　他５３名
　　※県下24市町村のうち20市町村が参加

【開催内容】
（座学）・道路メンテナンスに関する情報提供について
　　・トンネル点検支援技術及び補修設計について
　　・橋梁補修（現場実習）について
（現地）・定期点検で補修工事が必要となった箇所の確認など



座学実施状況




現場実習（上鮎喰橋（下り））

２）点検結果及び計画について

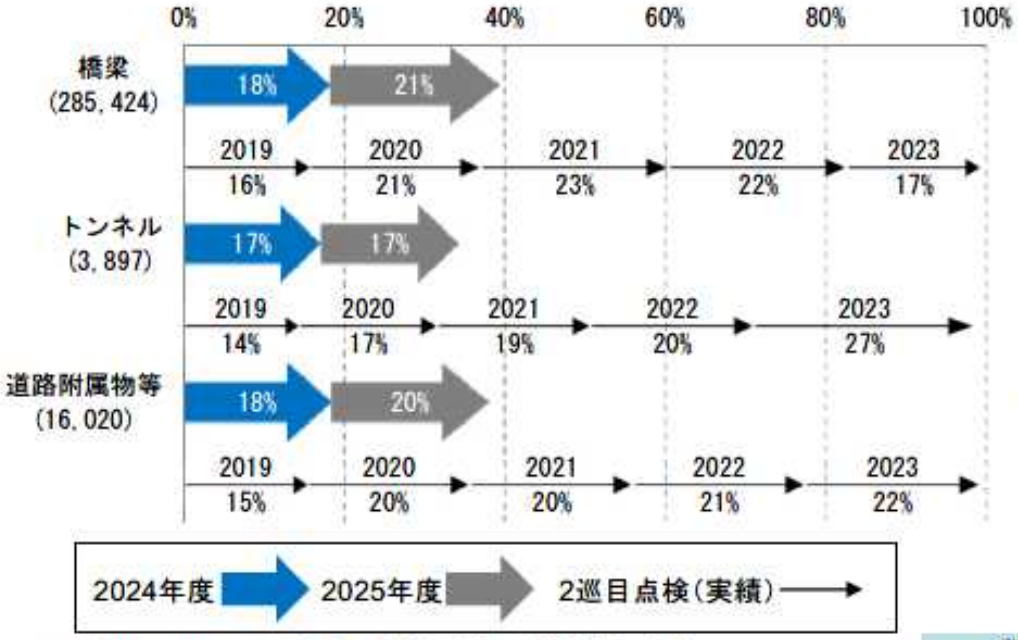
[全国] 橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目

国土交通省

○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検実施状況は、橋梁：39%、トンネル：34%、道路附属物等※ 38%となっており、2巡目2年目を上回り着実に進捗している。
○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：7%、トンネル：24%、道路附属物等10%

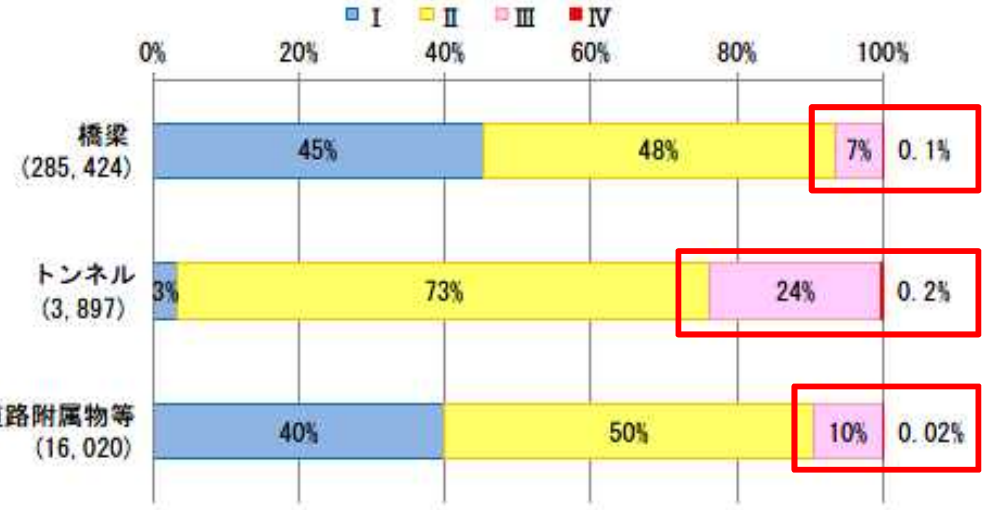
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（ ）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3巡目（2025年度）の点検結果



※（ ）内は、2024,2025年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

	判定区分	状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【出典】R8.8 道路メンテナンス年報

【四国】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

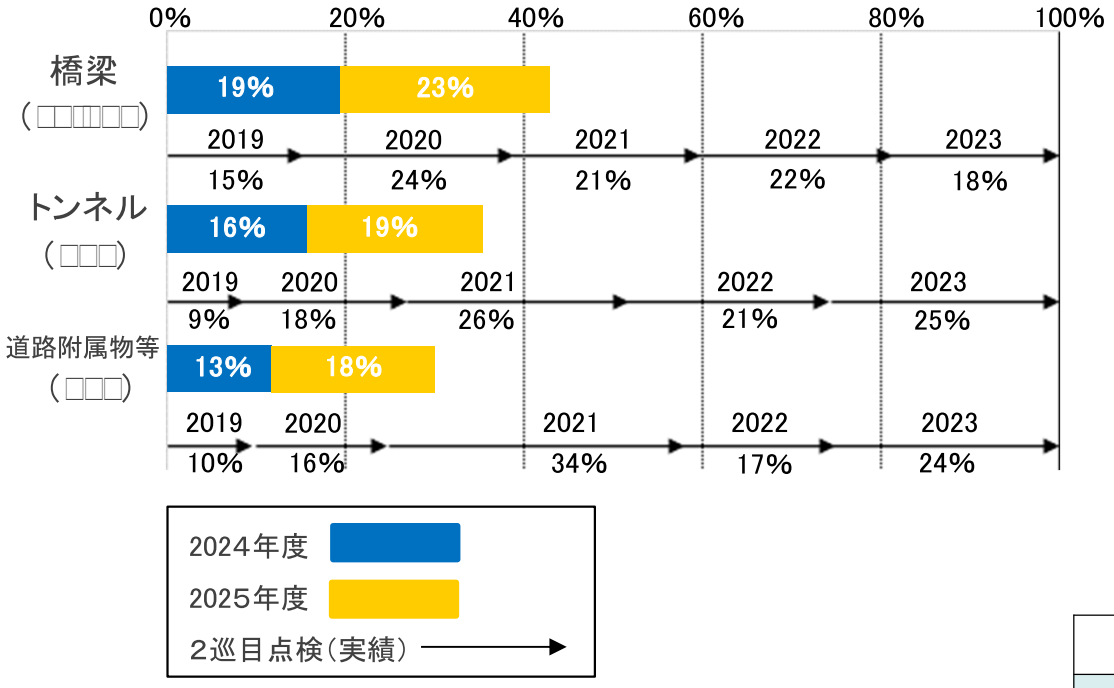
国土交通省

○全道路管理者の3巡目（2025年度まで）の点検実施状況は、橋梁：42%、トンネル：35%、道路附属物等※：31%となっており、2巡目（2年目まで）の実績を上回り着実に進捗している。

○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：7%、トンネル：22%、道路附属物等※：6%

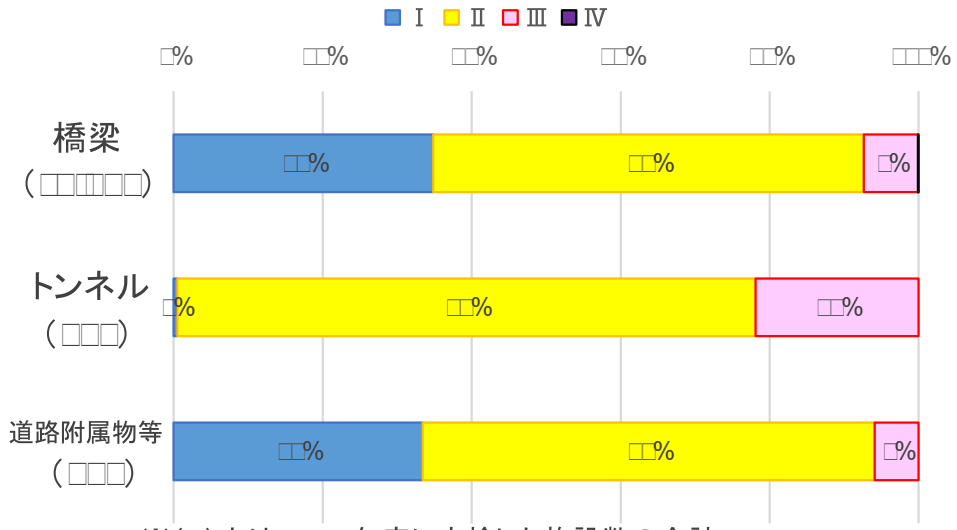
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

3巡目（2025年度）の点検結果



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区分		定義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【徳島】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　3巡目（2025年度）

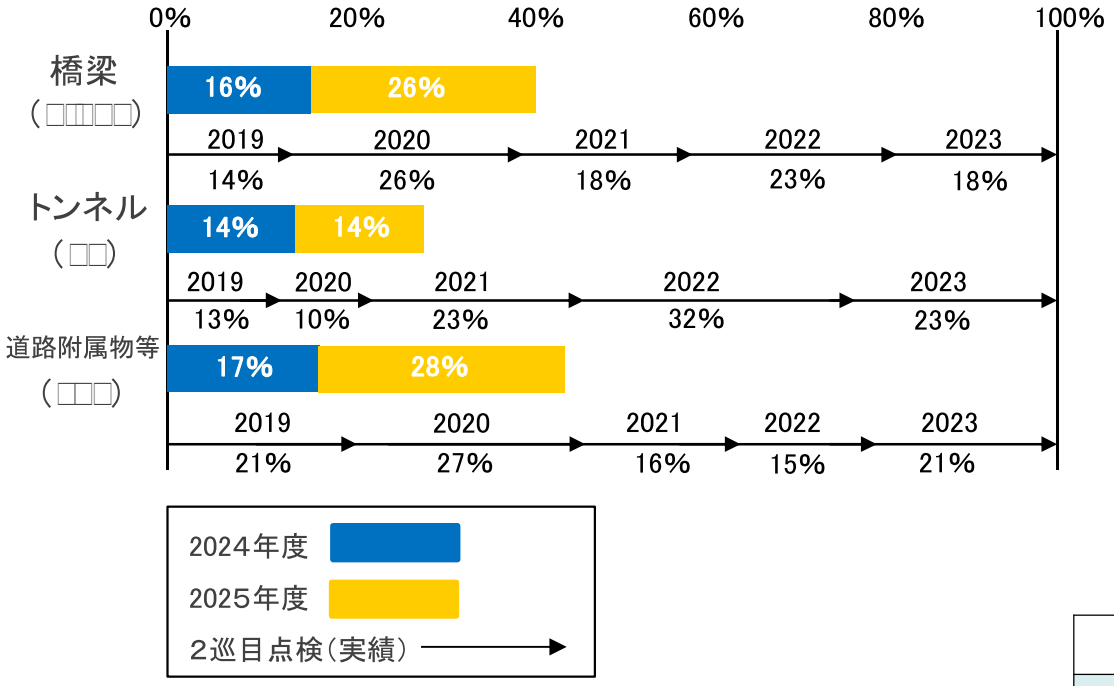
国土交通省

○全道路管理者の3巡目（2025年度まで）の点検実施状況は、橋梁：42%、トンネル：28%、道路附属物等※：45%となっており、2巡目（2年目まで）の実績を上回るか同程度で進捗している。

○全道路管理者の3巡目（2025年度）の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：6%、トンネル：27%、道路附属物等※：6%

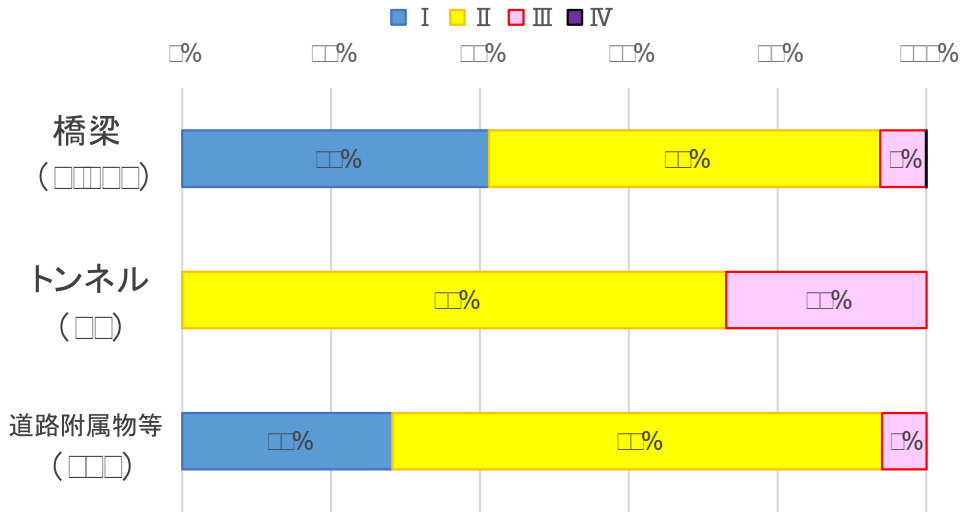
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

3巡目（2025年度）の点検実施状況



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

3巡目（2025年度）の点検結果



※（　）内は、2025年度に点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区分		定義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

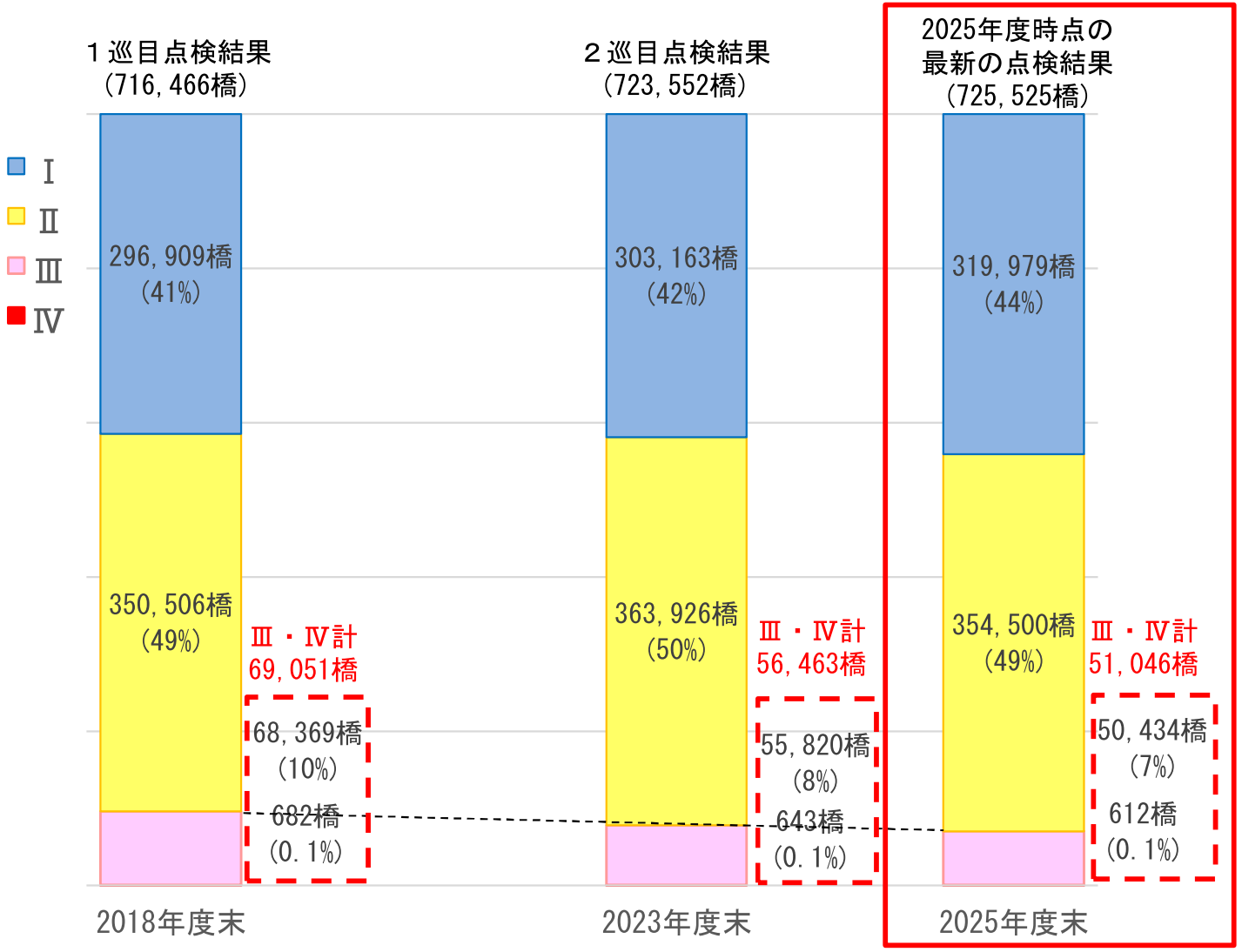
■R8.8道路メンテナンス年報より作成

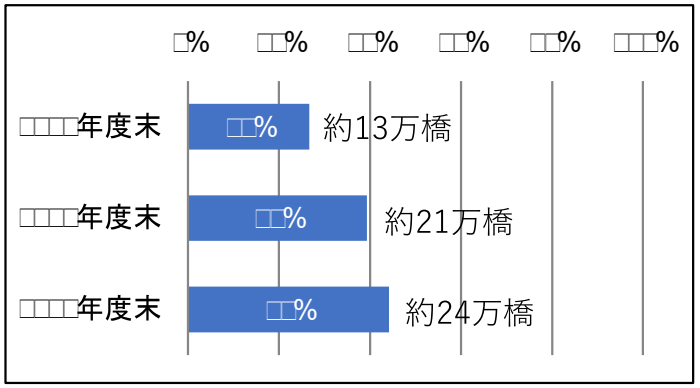
【全国】2025年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:44%、Ⅱ:49%、Ⅲ:7%、Ⅳ:0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は51,046橋であった。

○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。





（参考）建設後□□年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

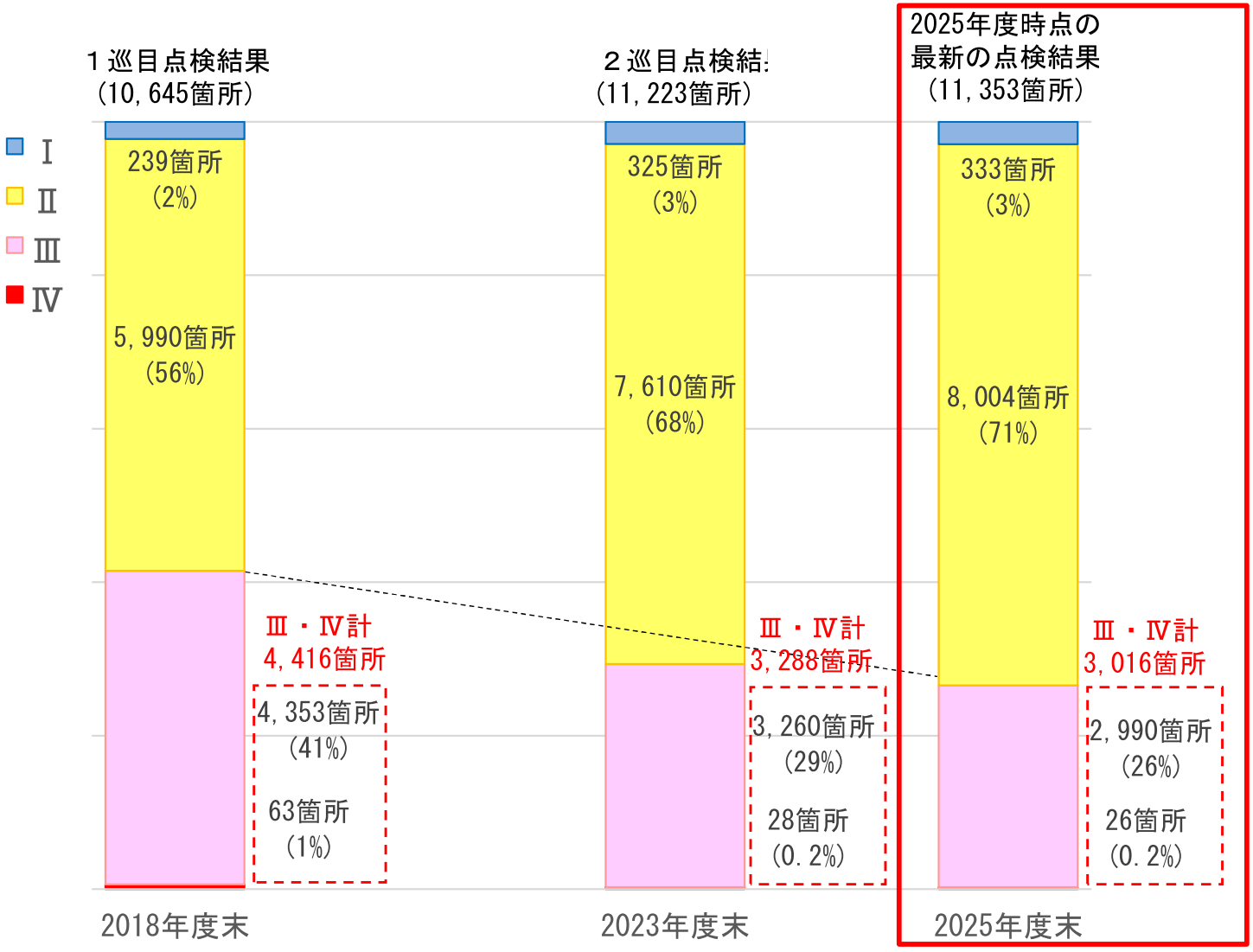
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

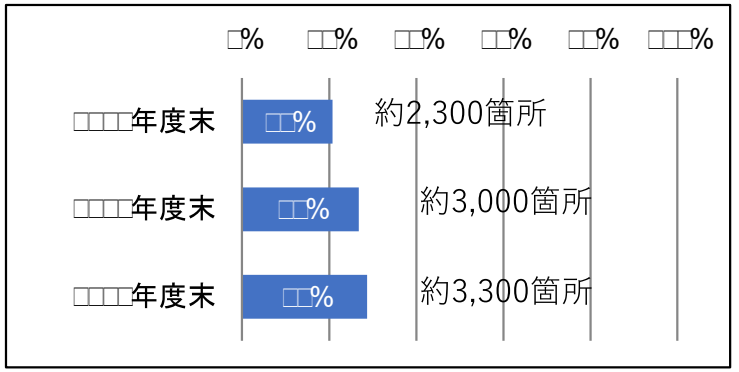
【全国】2025年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

国土交通省

○ 2025年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、Ⅰ:3%、Ⅱ:71%、Ⅲ:26%、Ⅳ:0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは3,016箇所であった。

○ 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは着実に減少している。





(参考)建設後□□年を経過したトンネルの割合

※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルがある。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

【四国】2025年度末時点での判定区分毎の施設数と割合

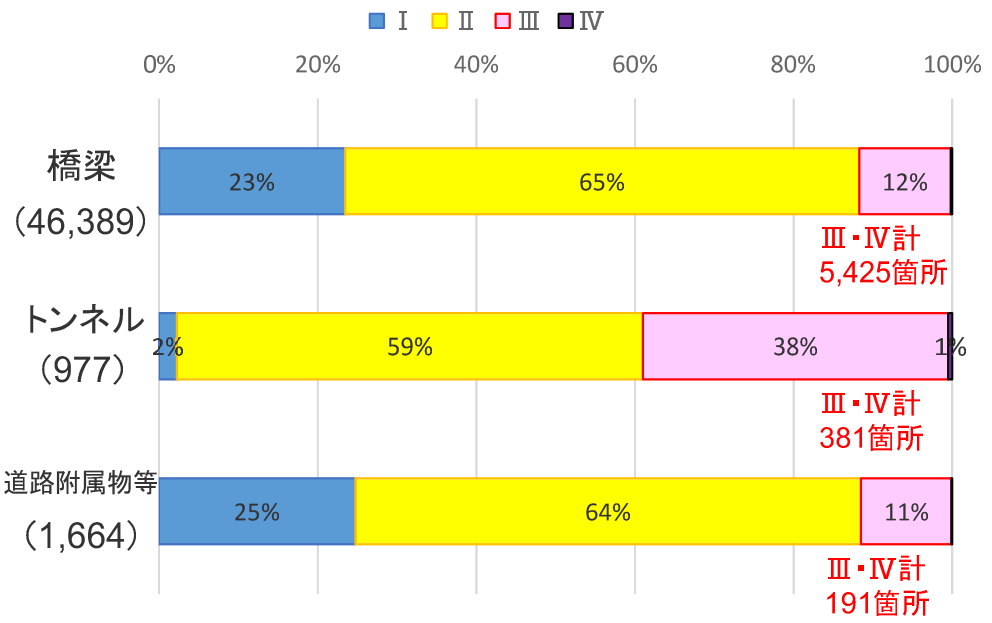
国土交通省

○平成26年度より橋梁・トンネル・道路附属物等※について5年に1回の点検が義務化。
（1巡目：2014～2018年度、2巡目：2019～2023年度、3巡目：2024年度～）

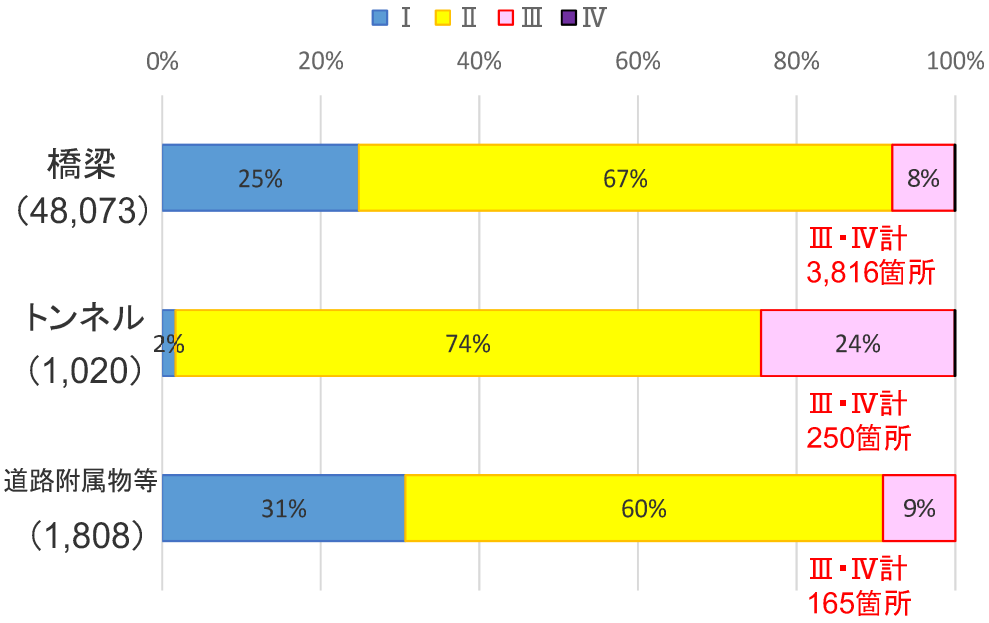
○最新の点検結果における早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁約8%、トンネル約24%、道路附属物等※約9%となり、１巡目点検と比較すると、橋梁およびトンネルは着実に減少。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

１巡目（2014～2018年度）の点検結果



2025年度時点の最新の点検結果



※（ ）内は、各点検巡で点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【徳島】2025年度末時点での判定区分毎の施設数と割合

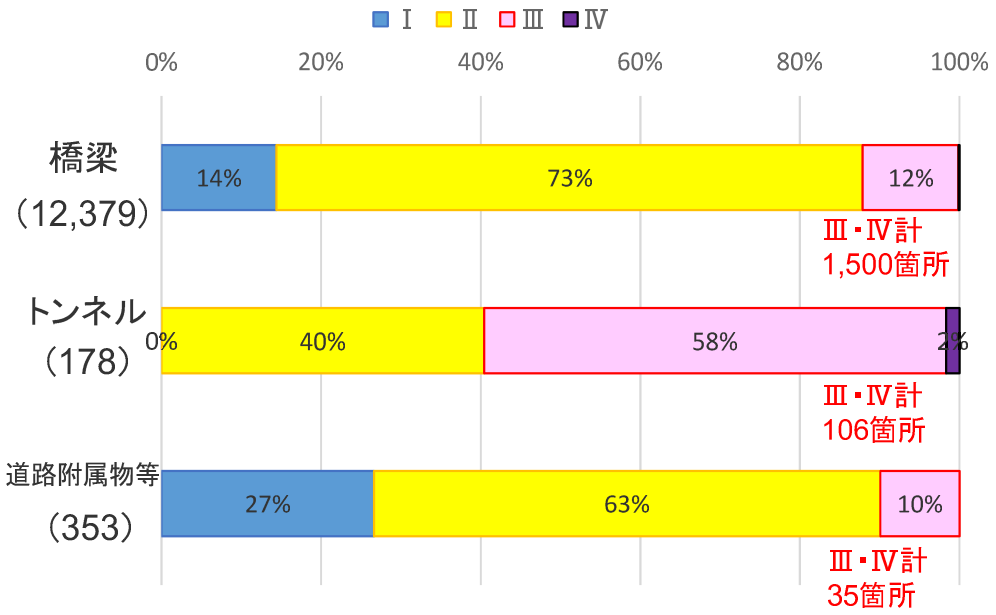
国土交通省

○平成26年度より橋梁・トンネル・道路附属物等※について5年に1回の点検が義務化。
（1巡目：2014～2018年度、2巡目：2019～2023年度、3巡目：2024年度～）

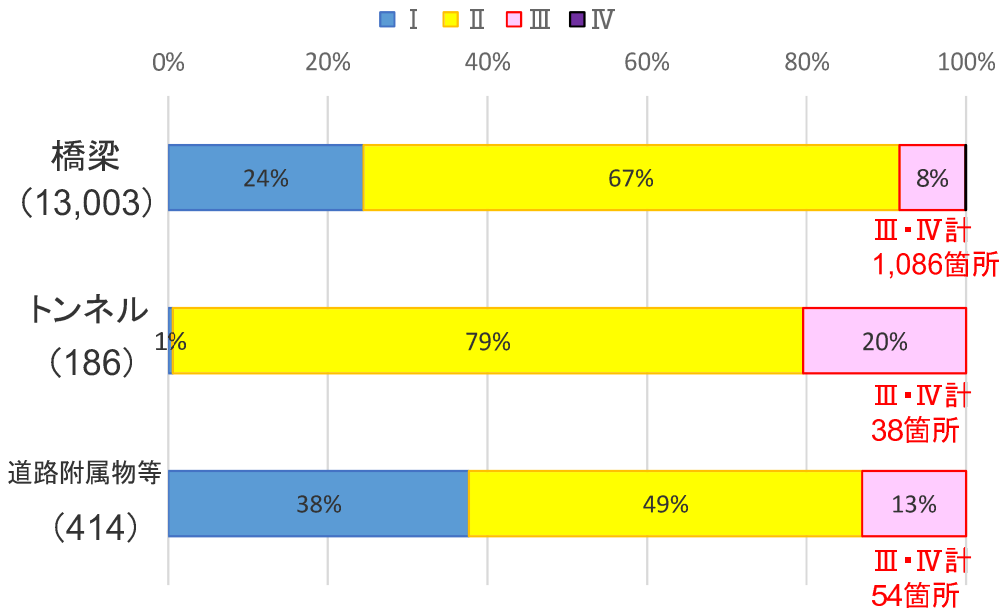
○最新の点検結果における早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁約8%、トンネル約20%、道路附属物等※約13%となり、１巡目点検と比較すると、橋梁およびトンネルは着実に減少。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、及び門型標識等

１巡目（2014～2018年度）の点検結果



2025年度時点の最新の点検結果



※（ ）内は、各点検巡で点検した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区　分		定　　義
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

2）3巡目点検計画（R6～R10）徳島県

国土交通省

○徳島県における道路橋の3巡目点検計画（R6～R10）では26%の計画に対し26%実施している。

◆道路橋の点検計画

管理者	管理施設数		点検計画									
			令和６年度 (2024)		令和７年度 (2025)		令和８年度 (2026)		令和９年度 (2027)		令和１０年度 (2028)	
			橋梁数	比率	橋梁数	比率	橋梁数	比率	橋梁数	比率	橋梁数	比率
国	459	計画	84	18%	90	20%	97	21%	105	23%	83	18%
		実施	83	18%	91	20%	-	-	-	-	-	-
高速道路会社	245	計画	43	18%	64	26%	57	23%	39	16%	42	17%
		実施	44	18%	79	32%	-	-	-	-	-	-
県	2,770	計画	469	17%	1,051	38%	283	10%	327	12%	640	23%
		実施	596	20%	975	35%	-	-	-	-	-	-
市町村	9,468	計画	1,377	15%	2,115	22%	1,947	21%	2,436	26%	1,592	17%
		実施	1,377	15%	2,190	23%	-	-	-	-	-	-
計	12,942	計画	1,973	15%	3,320	26%	2,384	18%	2,907	22%	2,357	18%
		実施	2,100	16%	3,335	26%	-	-	-	-	-	-

＊点検計画数は「道路メンテナンス会議」調べ（令和６年9月末時点）
＊予算措置状況、施設の新設・撤去・廃止・管理移管等により変更する場合がある
＊管理施設の新設・撤去・廃止・管理移管・診断中等により管理施設数と点検数が一致しない場合がある

３）判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況について

【全国】2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

国土交通省

○ 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2025年度末時点で国土交通省：91%、高速道路会社：79%、地方公共団体：69%、完了した割合は、国土交通省：52%、高速道路会社：52%、地方公共団体：45%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（□）	未着手施設数	2025年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A） 点検年度	0% 20% 40% 60% 80% 100%	（参考）2024年度末時点 措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	□,□□□	□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)	□□□ (□%)	□□□□	84% 100%	□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)
					□□□□	71% 100%		
					□□□□	46% 95%		
					□□□□	34% 85%		
					□□□□	24% 75%		
高速道路会社	□,□□□	□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)	□□□ (□□%)	□□□□	74% 100%	□,□□□ (□□%)	□□□ (□□%)
					□□□□	79% 99%		
					□□□□	56% 85%		
					□□□□	32% 66%		
					□□□□	24% 51%		
地方公共団体	□□,□□□	□□,□□□ (□□%)	□□,□□□ (□□%)	□□,□□□ (□□%)	□□□□	64% 83%	□□,□□□ (□□%)	□□,□□□ (□□%)
					□□□□	59% 79%		
					□□□□	44% 69%		
					□□□□	32% 59%		
					□□□□	22% 52%		
都道府県 政令市等	□□,□□□	□□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)	□□□□	69% 92%	□□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)
					□□□□	66% 89%		
					□□□□	48% 81%		
					□□□□	36% 75%		
					□□□□	22% 65%		
市区町村	□□,□□□	□□,□□□ (□□%)	□□,□□□ (□□%)	□□,□□□ (□□%)	□□□□	61% 78%	□□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)
					□□□□	55% 74%		
					□□□□	41% 63%		
					□□□□	29% 51%		
					□□□□	22% 44%		
合計	□□,□□□	□□,□□□(□□%)	□□,□□□(□□%)	□□,□□□(□□%)		46% 71%	□□,□□□(□□%)	□□,□□□(□□%)

完了済　着手済

：2025年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース
2019年度点検実施（6年経過）：100%、2020年度点検実施（5年経過）：100%、2021年度点検実施（4年経過）：80%、2022年度点検実施（3年経過）：60%、2023年度点検実施（2年経過）：40%

【全国】2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

国土交通省

○ 2巡目（2019年度～2023年度）の点検で早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2025年度末時点で国土交通省：89%、高速道路会社：77%、地方公共団体：79%、完了した割合は、国土交通省：61%、高速道路会社：64%、地方公共団体：57%

○ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。

管理者	措置が必要な施設数（A）	措置に着手済の施設数（B）	うち完了（□）	未着手施設数	2025年度末時点 措置着手率（B/A）、措置完了率（C/A） 点検年度	（参考）2024年度末時点 措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	□□□	□□□ (□□%)	□□□ (□□%)	□□ (□□%)	□□□□ 98% 100% □□□□ 94% 100% □□□□ 50% 98% □□□□ 33% 80% □□□□ 22% 66%	□□□ (□□%)	□□□ (□□%)
高速道路会社	□□□	□□□ (□□%)	□□□ (□□%)	□□ (□□%)	□□□□ 96% 100% □□□□ 97% 100% □□□□ 65% 76% □□□□ 52% 75% □□□□ 32% 50%	□□□ (□□%)	□□□ (□□%)
地方公共団体	□,□□□	□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)	□□□ (□□%)	□□□□ 85% 93% □□□□ 83% 93% □□□□ 62% 84% □□□□ 45% 76% □□□□ 26% 57%	□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)
都道府県 政令市等	□,□□□	□,□□□ (□□%)	□,□□□ (□□%)	□□□ (□□%)	□□□□ 92% 97% □□□□ 86% 95% □□□□ 65% 87% □□□□ 50% 82% □□□□ 28% 65%	□,□□□ (□□%)	□□□ (□□%)
市区町村	□□□	□□□ (□□%)	□□□ (□□%)	□□□ (□□%)	□□□□ 55% 75% □□□□ 60% 81% □□□□ 49% 64% □□□□ 30% 59% □□□□ 24% 47%	□□□ (□□%)	□□□ (□□%)
合計	□,□□□	□,□□□(□□%)	□,□□□(□□%)	□□□(□□%)	58% 80%	□,□□□(□□%)	□,□□□(□□%)

：2025年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

完了済　着手済

2019年度点検実施（6年経過）：100%、2020年度点検実施（5年経過）：100%、2021年度点検実施（4年経過）：80%、2022年度点検実施（3年経過）：60%、2023年度点検実施（2年経過）：40%

【四国】2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

国土交通省

○2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設において措置に着手した割合は、四国の全道路管理者で橋梁78%、トンネル91%、道路附属物等※93%。 ※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
○措置完了率は、橋梁50%、トンネル65%、道路附属物等53%。
○特に、市町村の橋梁・トンネルにおいては、措置着手率の進捗が遅れている状況。

■2巡目の点検で区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の措置着手率及び措置完了率

施設名	管理者	措置が必要な施設数（Ⅲ,Ⅳ）	措置に着手済の施設数	措置完了済の施設数	措置着手率	措置完了率	（参考：全国） 措置着手率	（参考：全国） 措置完了率
橋梁	四国計	4,139	3,234	2,049	78%	50%	71%	46%
	国	189	177	107	94%	57%	91%	52%
	高速道路会社	5	5	5	100%	100%	79%	52%
	県	1,017	974	625	96%	61%	81%	49%
	市町村	2,928	2,078	1,312	71%	45%	63%	43%
トンネル	四国計	280	256	183	91%	65%	82%	58%
	国	35	32	17	91%	49%	89%	61%
	高速道路会社	26	26	24	100%	92%	77%	64%
	県	160	160	125	100%	78%	85%	64%
	市町村	59	38	17	64%	29%	57%	35%
道路附属物等	四国計	174	161	92	93%	53%	80%	50%
	国	83	77	49	93%	59%	87%	47%
	高速道路会社	0	－	－	－	－	83%	73%
	県	79	73	35	92%	44%	76%	51%
	市町村	12	11	8	92%	67%	67%	45%

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【徳島】2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

国土交通省

○2巡目の点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は、緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁で、2026年3月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：該当なし、地方公共団体（県：90% 、市町村73% ）。

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	うち完了	措置着手率	うち完了率	未着手施設数
国土交通省	459	74	74	39	100%	53%	0
高速道路会社	255	0	-	-	-	-	-
西日本高速	228	0	-	-	-	-	-
本四高速	27	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	12,103	1,158	909	507	78%	44%	249
県	2,742	396	356	166	90%	42%	40
市町村	9,361	762	553	341	73%	45%	209
合計	12,817	1,232	983	546	80%	44%	249

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【徳島】2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

国土交通省

○2巡目の点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は、緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断されたトンネルで、2026年3月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：100 %、地方公共団体（県：100% 、市町村38% ）。

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	うち完了	措置着手率	うち完了率	未着手施設数
国土交通省	36	9	9	5	100%	56%	0
高速道路会社	27	3	3	3	100%	100%	0
西日本高速	21	3	3	3	100%	100%	0
本四高速	6	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	121	47	42	29	89%	62%	5
県	100	39	39	29	100%	74%	0
市町村	21	8	3	0	38%	0%	5
合計	184	59	54	37	92%	63%	5

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

【徳島】2巡目の点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの道路附属物の修繕等措置の実施状況

国土交通省

○2巡目の点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は、緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された附属物で、2026年3月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：90%、高速道路会社：該当なし、地方公共団体（県：95% 、市町村100% ）。

※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数	うち完了	措置着手率	うち完了率	未着手施設数
国土交通省	143	21	19	4	90%	19%	2
高速道路会社	131	0	-	-	-	-	-
西日本高速	125	0	-	-	-	-	-
本四高速	6	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	133	40	38	18	95%	45%	2
県	125	38	36	16	95%	42%	2
市町村	8	2	2	2	100%	100%	0
合計	407	61	57	22	93%	36%	4

■R8.8道路メンテナンス年報より作成

国道32号　藤川橋（徳島県三好市山城町西宇）

国土交通省

【機密性2】

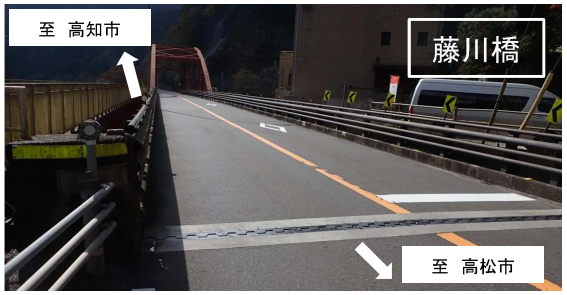
【概要】 橋長：113.6m　架設年：1961年　橋種：単純合成鈑桁橋2連,単純鋼ランガーアーチ橋
日交通量：4,345台/昼間12h　大型車混入率：22.3%

【所見】 点検年度：R3(健全度Ⅲ)
第1-3径間 腐食、亀裂、孔食

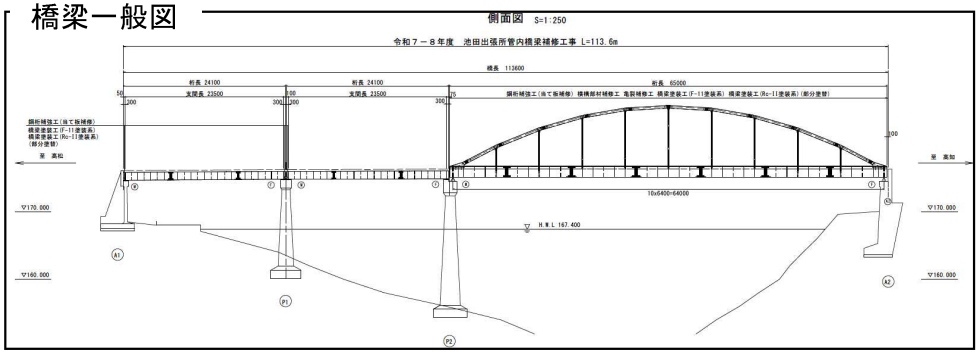
【対策】 令和7-8年度 池田出張所管内橋梁補修工事
（補修完了：令和8年2月）

位置図

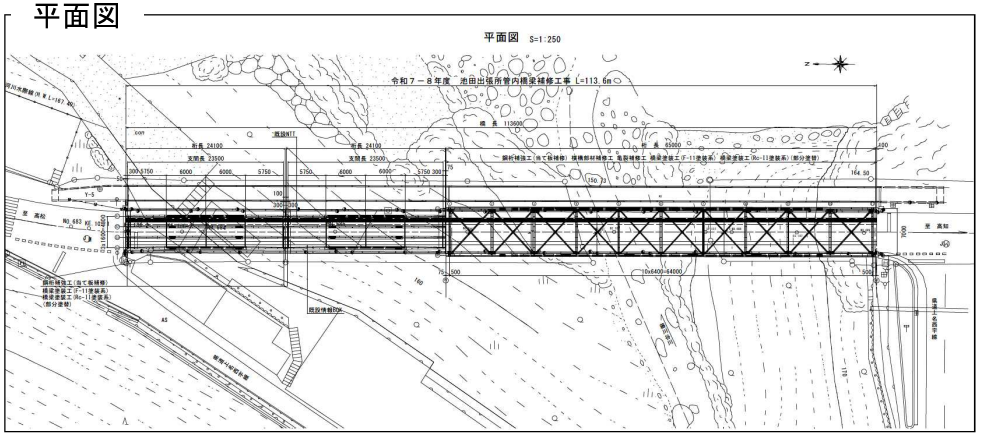




橋梁一般図



平面図





P1橋脚G2桁の下フランジ腐食：施工前



P2-A2間中間横桁腐食：施工前



P1橋脚G2桁の下フランジ腐食：施工後



P2-A2間中間横桁腐食：施工後

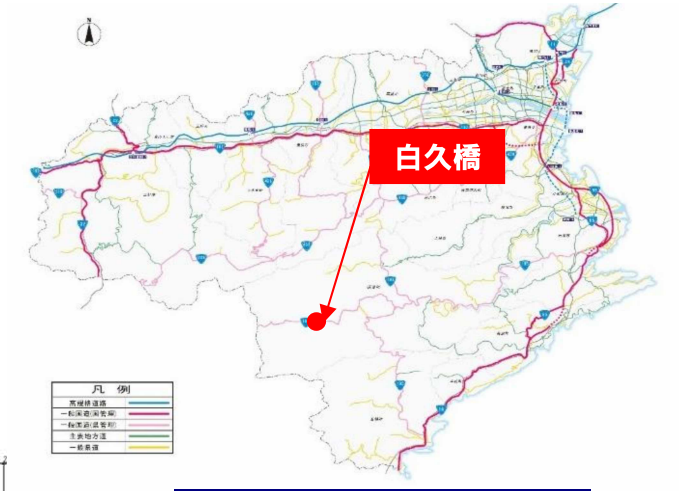
国道195号　白久橋（しらきゅう）（徳島県那賀郡那賀町）

【概要】 橋長4.5m　建設年：1968年　橋種：RC橋
日交通量：1747台(推定値)　大型車混入率：14.7%

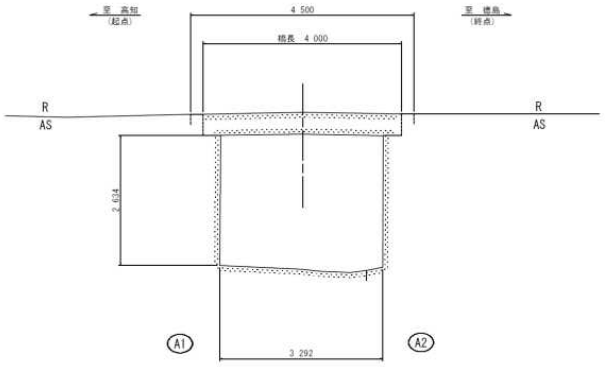
点検年度R4　III判定

【所見】
〇床版の遊離石灰、鉄筋露出
〇舗装面の段差

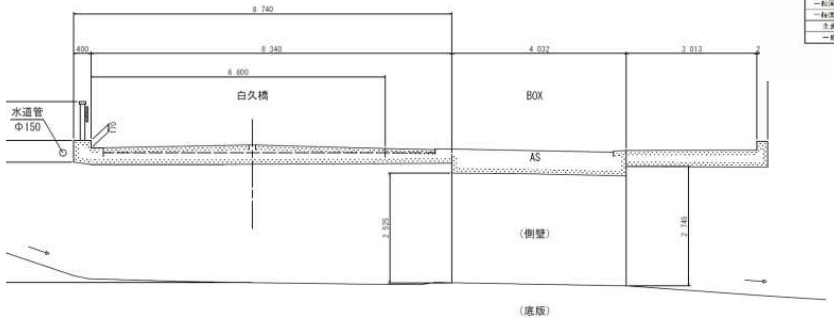
【対策】(補修完了年月：令和8年9月)
〇舗装復旧　〇断面修復



側面図 S=1:50



断面図 S=1:50



整備前(全景)



整備後(全景)



断面修復前



断面修復後



４）道路事業における地域一括発注の取組について

4）道路事業における地域一括発注の取組について

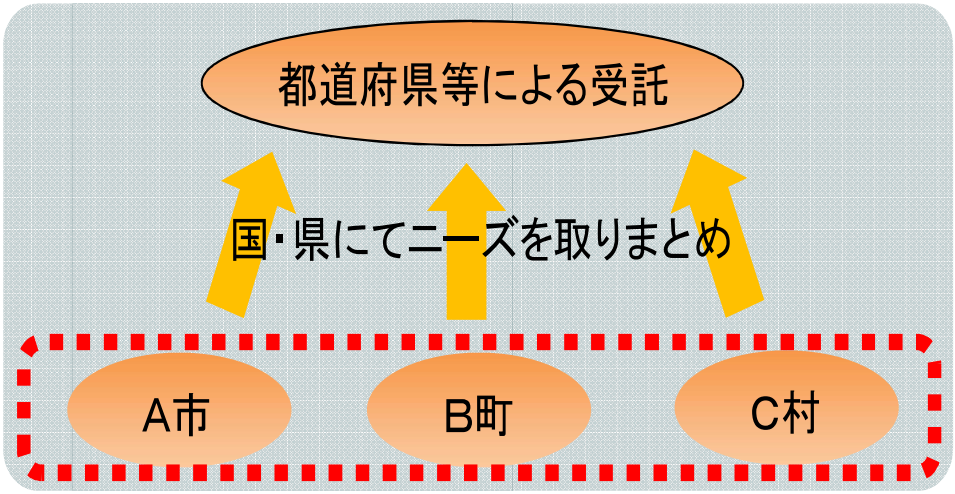
地域一括発注の実施状況

○ 市区町村の人不足・技術力不足を補うため、市区町村の点検・診断の発注事務を都 道府県が一括して実施しています。
○ 2025年度は461市区町村（30道府県）が地域一括発注を活用しています。

道路メンテナンス年報（2026年8月）

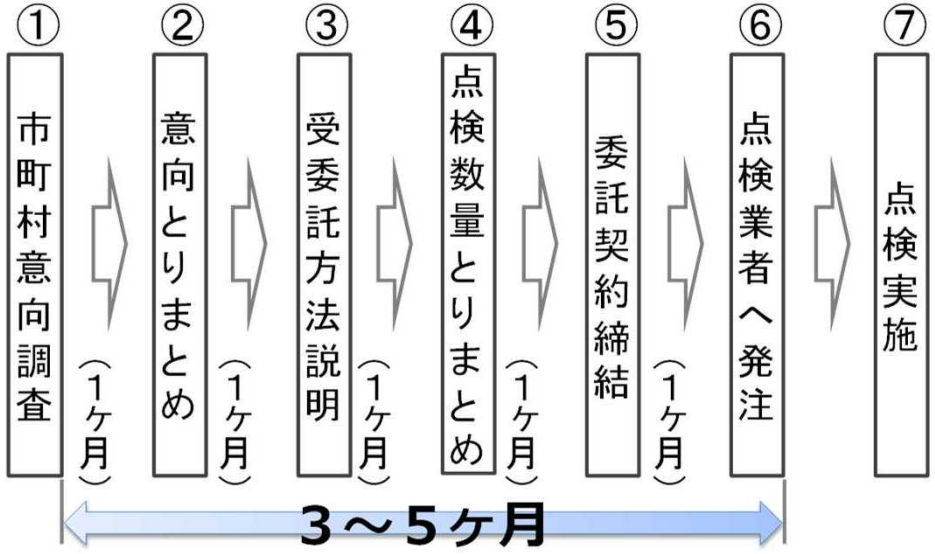
【イメージ図】

・市町村のニーズを踏まえ、
地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、
点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



【体制】道路事業における地域一括発注の取組について（四国）

地域一括発注の実施状況

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
R7実績	■橋梁定期点検 徳島県、美波町、海陽町、上板町 1県3町	対象なし －	■橋梁・横断歩道橋の定期点検 愛媛県、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、愛南町 1県3市2町	■橋梁定期点検 室戸市、東洋町、南国市、香南市、大豊町、いの町、日高村、越知町、仁淀川町、中土佐町、四万十町、土佐清水市 4市7町1村	2県7市12町1村
R8予定	■橋梁定期点検 徳島県、美波町、海陽町、上板町 1県3町	■橋梁定期点検 坂出市 1市	■橋梁・トンネル・横断歩道橋の定期点検 愛媛県、松山市、久万高原町、砥部町、愛南町 1県1市3町	■橋梁定期点検 室戸市、南国市、香南市、大豊町、いの町、日高村、越知町、仁淀川町、中土佐町、四万十町、土佐清水市 4市6町1村	2県6市12町1村

※「道路メンテナンス会議調べ」（令和8年8月末時点）
※市町村の点検業務を各県、公社、技術センターがとりまとめて発注

５）道路メンテナンスの技術支援（研修）

地方自治体職員を対象とする研修の実施

○ 地方自治体の職員の技術力育成のため、橋梁、トンネル等の定期点検に必要な知識と技能の習得を目的に全国の地方整備局等で研修を開催。
○ コースは、橋梁初級Ⅰ（点検）、橋梁初級Ⅱ（措置）、トンネル初級（点検）の3コース。
○ カリキュラムは全国共通で、国土技術政策総合研究所担当官の講義など、最新の知見を盛り込み。
○ 四国技術事務所（高松市牟礼町）で開催。受講料は不要（コピー代等のみ自治体負担）。
○ 令和8年度分は、令和8年2月24日に募集（整備局研修担当から各自治体に連絡）。

【研修コースの概要】

橋梁初級Ⅰ（全国共通　H26～）　“職員自ら、橋梁の点検ができるようになります”
○道路橋の定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。
○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。
○座学＋現地実習＋達成度確認試験の5日間。募集人員20人。実績41名（うち自治体28名）
R8 6/29～7/3 （済）
※対面、四国技術事務所で実施

橋梁初級Ⅱ（全国共通　R2～）　“橋梁補修の設計・積算の能力がアップします”
○道路橋定期点検要領の「措置」に関する研修。過不足のない修繕などの実施にあたり必要な基礎知識を習得。
○対象者は、国及び地方自治体の職員で、補修設計・工事に携わる方（今後を含む）。
○座学＋現地実習の4日間。募集人員20人。
R8 11/24～11/27
※座学3日間は、Web開催

トンネル初級（全国共通　H26～）　“職員自ら、トンネルの点検ができるようになります”
○トンネルの定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。
○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。
○座学＋現地実習の3日間。募集人員20人。実績10名（うち自治体6名）
R8 9/16～9/18 （済）
※座学2日間は、Web開催

これまでの研修の実績

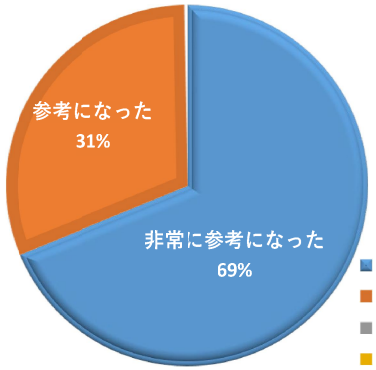
○ 全国において平成26年度から令和7年度までに地方公共団体から7，868名が参加。
（四国のR7までの実績；41自治体から371名参加）
○ 受講修了者の約7割が「非常に参考になった」と回答。
○ 現場に戻った受講修了者から、「研修で教わったことが、直営の点検業務で役立っている」、「点検業者からの報告の理解や質疑に役立っている」といった声が寄せられている。



研修の状況（座学）



研修の状況（現地実習）

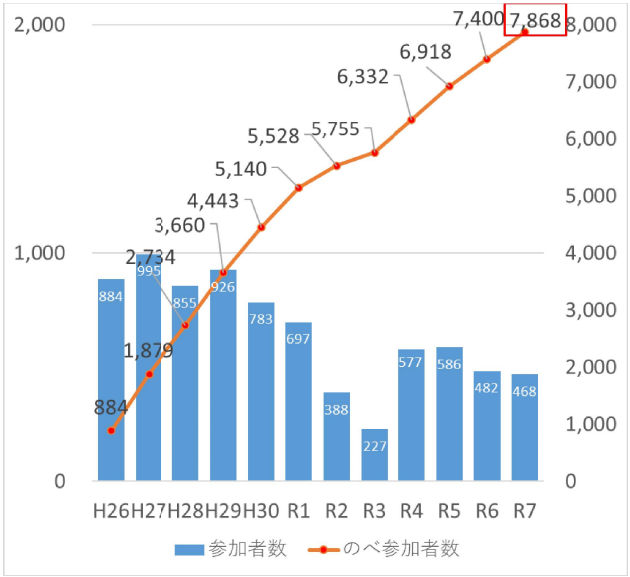


受講修了者アンケートの結果
（四国；H26~R7　N=371名）

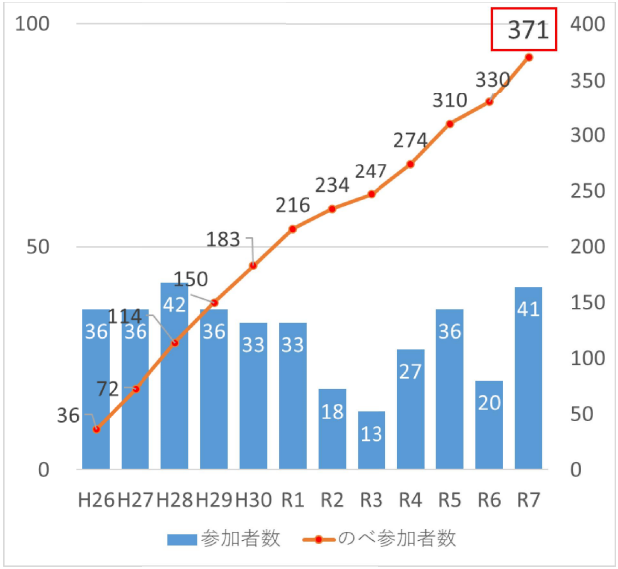
点検の経験がない方でも、一から学ぶことができるので、受講することをお勧めします。



A市都市計画課技師



研修に参加した自治体の職員数の推移（全国）



研修に参加した自治体の職員数の推移（四国）

打音検査の音の違い、近接目視による腐食・ひび割れの変状把握など実際に経験しなければ理解が難しいことが実習でき、直営の点検業務に役立っています。



B町土木課技師

座学と実習を通じ、道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識と技能を身に付けることができ、点検業者からの報告の理解や質疑に役立っています。



C県土木事務所建設課技師

これまでの参加自治体

【参加自治体(H26～R7)】

徳島県の自治体(10団体／25団体)
・徳島県　・徳島市　・鳴門市　・阿南市
・吉野川市　・阿波市　・三好市　・上勝町
・石井町　・つるぎ町

香川県の自治体(5団体／18団体)
・香川県　・高松市　・さぬき市　・琴平町
・まんのう町

愛媛県の自治体(14団体／21団体)
・愛媛県　・松山市　・今治市　・宇和島市
・八幡浜市　・新居浜市　・西条市　・大洲市
・伊予市　・四国中央市　・東温市　・久万高原町
・砥部町　・松野町

高知県の自治体(12団体／35団体)
・高知県　・高知市　・安芸市　・土佐市
・宿毛市　・東洋町　・本山町　・いの町
・仁淀川町　・中土佐町　・佐川町　・越知町

計　41団体／99団体

〔参考〕令和8年度分の研修募集

国四整人第　３２２号
令和　８年　２月２４日

四国管内各地方自治体
研修担当部局　御中

国土交通省四国地方整備局
総務部人事課長
(公印省略)

令和８年度　四国地方整備局実施研修の聴講員の受入について（照会）

平素より、国土交通行政の推進並びに四国地方整備局計画研修の実施について、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

四国地方整備局が実施する研修では、四国地域の国土交通行政の促進に資するため、平成１６年度より、四国管内の全地方自治体に対し、研修の聴講を案内しております。

つきましては、令和８年度実施研修の聴講員受入について、(別紙１)及び(別紙２)のとおり、研修ごとの聴講案内を希望されるかどうか照会を致します。

回答については、「(様式１)希望等調査票」にてご回答ください。

なお、ご回答頂きました照会結果に基づき、来年度４月以降、各研修の聴講案内を送付する予定です。

なお、平成２４年度より、実費相当分のうちテキスト代と宿泊に係る光熱水量費等の施設維持管理費を、聴講員派遣機関にてご負担いただいております。令和８年度につきましては、(別紙１)に予定額を記載しておりますので、ご参照ください。

年度替わりのお忙しい時期で大変申し訳ございませんが、貴所関係部署へご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。